

## 重要な会計方針等（平成 12 年度）

### 総括勘定

#### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

#### 2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 14,538,363,021 円

#### 3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクステンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

#### 4 引当金の計上基準

##### 貸倒等引当金

##### 国際金融等勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令（平成 11 年政令第 266 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000 である。また、貧困債務国に対する公的債務救済措置（ナポリターム）の適格国に対して有する特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に 2 分の 1 を乗じて計算した額以下の額で計上しており、本年度の計上額は 4,812,250,937 円である。

##### 海外経済協力勘定

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 15/1000 の範囲内で、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 30/1000 の範囲内でそれぞれ計上しており、本年度の計上率は 0.1/1000 及び 30.0/1000 である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乗じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 32,645,681,849 円である。

#### 5 その他財務諸表作成のための重要な事項

##### （1）消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

##### （2）繰延勘定の処理方法

##### 債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

#### 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11又は12年間）内で均等償却している。

#### （3）延滞債権額

##### 国際金融等勘定

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、147,629,606,359円となっている。

なお、平成12年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている434,969,388,436円については除外している。

##### 海外経済協力勘定

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、384,324,624,432円となっている。

なお、平成12年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている1,280,550,106,680円については除外している。

#### （4）準備金及び積立金の積立額

平成12年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は19,936,431,166円であり、この額は国際協力銀行法第44条第1項により計算されている。

平成12年度において積み立てた国際金融等勘定特別勘定積立金の額は267,449円であり、この額は国際協力銀行法附則第24条及び国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第267号）第6条の規定による一部改正前の日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（昭和46年法律第45号）第4条第2項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令（昭和46年政令第123号）第1項の規定により計算されている。

平成12年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は34,803,454,565円であり、この額は国際協力銀行法第44条第2項の規定により計算されている。

（5）従来、資産の部「現金預け金」の内訳科目である「別段預け金」にて計上されていた銀行預金については「預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「外貨当座預け金」にて計上されていた外貨当座預け金については「外貨預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「外貨別段預け金」にて計上されていた外貨銀行預金については「外貨預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「譲渡性預け金」にて計上されていた譲渡性預金については「預け金」に、本年度より計上することとした。

（6）従来、資産の部「出資金」の内訳科目である「出資金」に計上されていた出資2口（計1,592,643,750円）については、本年度より「外貨出資金」に計上することとした。

#### 6 重要な会計方針の変更

「貸倒等引当金」については、従来、「負債及び資本の部」に計上していたが、本年度から「資産の部」に対象資産から一括控除する方法により表示することとした。

なお、当該変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、「資産の部」及び「負債及び資本の部」はそれぞれ70,470,049,282円減少している。

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 11,010,631,900 円

3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

4 引当金の計上基準

貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の 3/1000 の範囲内で計上しており、本年度の計上率は 3.0/1000 である。また、貧困債務国に対する公的債務救済措置（ナポリタム）の適格国に対して有する特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に 2 分の 1 を乗じて計算した額以下の額で計上しており、本年度の計上額は 4,812,250,937 円である。

5 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

債券発行差金

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11 又は 12 年間）内で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額は）、147,629,606,359 円となっている。

なお、平成 12 年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている 434,969,388,436 円については除外している。

(4) 準備金及び積立金の積立額

平成 12 年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は 19,936,431,166 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 1 項により計算されている。

平成 12 年度において積み立てた国際金融等勘定特別勘定積立金の額は 267,449 円であり、この額は国際協力銀行法附則第 24 条及び国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第 6 条の規定による一部改正前の日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第 4 条第 2 項の規定による特別勘定の利益金の

処分の特例に関する政令第1項の規定により計算されている。

(5) 従来、資産の部「現金預け金」の内訳科目である「別段預け金」にて計上されていた銀行預金については「預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「外貨当座預け金」にて計上されていた外貨当座預け金については「外貨預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「外貨別段預け金」にて計上されていた外貨銀行預金については「外貨預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「譲渡性預け金」にて計上されていた譲渡性預金については「預け金」に、本年度より計上することとした。

#### 6 重要な会計方針の変更

「貸倒等引当金」については、従来、「負債及び資本の部」に計上していたが、本年度から「資産の部」に対象資産から一括控除する方法により表示することとした。

なお、当該変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、「資産の部」及び「負債及び資本の部」はそれぞれ35,829,682,418円減少している。

#### 国際金融等勘定一般勘定

##### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

##### 2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成10年4月1日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 11,010,631,900円

##### 3 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建長期金銭債権・債務については、先物為替予約が付されているものについては確定している円貨額を付しており、またノンエクスチェンジ取引に係るものについては基準外国為替相場に基づく円貨額を付している。

##### 4 引当金の計上基準

###### 貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000である。また、貧困債務国に対する公的債務救済措置（ナポリターム）の適格国に対して有する特定貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとところにより、当該事業年度末対象債権残高にそれぞれの国について適用される債務削減率を乗じて計算した額の合計額に2分の1を乗じて計算した額以下の額で計上しており、本年度の計上額は4,812,250,937円である。

##### 5 その他財務諸表作成のための重要な事項

###### (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

###### (2) 繰延勘定の処理方法

###### 債券発行費

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後3年以内で均等償却している。

###### 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11又は12年間）内で均等償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）は、147,629,606,359円となっている。

なお、平成12年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議（パリ・クラブ）において返済繰延べの合意がなされている434,969,388,436円については除外している。

(4) 準備金積立額

平成12年度において積み立てた国際金融等勘定準備金の額は19,936,431,166円であり、この額は国際協力銀行法第44条第1項により計算されている。

(5) 従来、資産の部「現金預け金」の内訳科目である「別段預け金」にて計上されていた銀行預金については「預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「外貨当座預け金」にて計上されていた外貨当座預け金については「外貨預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「外貨別段預け金」にて計上されていた外貨銀行預金については「外貨預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「譲渡性預け金」にて計上されていた譲渡性預金については「預け金」に、本年度より計上することとした。

6 重要な会計方針の変更

「貸倒等引当金」については、従来、「負債及び資本の部」に計上していたが、本年度から「資産の部」に対象資産から一括控除する方法により表示することとした。

なお、当該変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、「資産の部」及び「負債及び資本の部」はそれぞれ35,829,682,418円減少している。

国際金融等勘定特別勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 積立金積立額

平成12年度において積み立てた国際金融等勘定特別勘定積立金の額は267,449円であり、この額は国際協力銀行法附則第24条及び国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第6条の規定による一部改正前の日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第4条第2項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令第1項の規定により計算されている。

(2) 従来、資産の部「現金預け金」の内訳科目である「別段預け金」にて計上されていた銀行預金については「預け金」に本年度より計上することとした。

海外経済協力勘定

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 3,527,731,121 円

### 3 引当金の計上基準

#### 貸倒等引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとくにより、国際協力銀行法第 23 条第 2 項第 1 号に規定する業務に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の 15/1000 の範囲内で、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する貸付に係る貸付金については当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の 30/1000 の範囲内でそれぞれ計上しており、本年度の計上率は 0.1/1000 及び 30.0/1000 である。また、出資金の損失に備えるため、同項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとくにより、同法第 23 条第 2 項第 2 号に規定する出資に係る法人等の前事業年度における未処理損失を当該法人等の資本金で除した割合を当該事業年度末対象出資金残高毎に乘じて計算した額の合計額以内の額で計上しており、本年度の計上額は 32,645,681,849 円である。

### 4 その他財務諸表作成のための重要な事項

#### (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

#### (2) 繰延勘定の処理方法

##### 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたとくにより、債券の平均年限に相当する期間(10 年間)内で均等償却している。

#### (3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、384,324,624,432 円となっている。

なお、平成 12 年度末までに公的債務の繰延べ交渉を行う債権国会議(パリ・クラブ)において返済繰延べの合意がなされている 1,280,550,106,680 円については除外している。

#### (4) 積立金積立額

平成 12 年度において積み立てた海外経済協力勘定積立金の額は 34,803,454,565 円であり、この額は国際協力銀行法第 44 条第 2 項の規定により計算されている。

(5) 従来、資産の部「現金預け金」の内訳科目である「別段預け金」にて計上されていた銀行預金については「預け金」に、同じく「現金預け金」の内訳科目である「譲渡性預け金」にて計上されていた譲渡性預金については「預け金」に、本年度より計上することとした。

(6) 従来、資産の部「出資金」の内訳科目である「出資金」に計上されていた出資 2 口(計 1,592,643,750 円)については、本年度より「外貨出資金」に計上することとした。

### 5 重要な会計方針の変更

「貸倒等引当金」については、従来、「負債及び資本の部」に計上していたが、本年度から「資産の部」に対象資産から一括控除する方法により表示することとした。

なお、当該変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、「資産の部」及び「負債及び資本の部」はそれぞれ 34,640,366,864 円減少している。

## 重要な会計方針等（平成 12 年度下半期）

### 総括勘定

#### 1 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。

#### 2 その他財務諸表作成のための重要な事項

##### （1）消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

##### （2）繰延勘定の処理方法

###### 債券発行費

国際協力銀行法施行令（平成 11 年政令第 266 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

###### 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11 又は 12 年間）内で均等償却している。

### 国際金融等勘定総括勘定

#### 1 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。

#### 2 その他財務諸表作成のための重要な事項

##### （1）消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

##### （2）繰延勘定の処理方法

###### 債券発行費

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後 3 年以内で均等償却している。

###### 債券発行差金

国際協力銀行法施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間（5、10、11 又は 12 年間）内で均等償却している。

### 国際金融等勘定一般勘定

#### 1 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。

#### 2 その他財務諸表作成のための重要な事項

##### （1）消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間内で均等償却しているものを除き、債券の発行後3年以内で均等償却している。

債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間(5、10、11又は12年間)内で均等償却している。

海外経済協力勘定

1 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、平成10年4月1日以後に取得した建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。

2 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行差金

国際協力銀行法施行令第8条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間(10年間)内で均等償却している。